

# 資料 1

## 県立中学校における教科用図書の採択までの過程について

### □教育委員会（1回目）【4月10日】

- ・教科用図書選定審議会への諮問
- ・ " 委員の選任に係る臨時代理の承認
- ・ (委員が欠けた場合の補欠委員の選任)

- ・ 審議会に意見を求める諮問事項を決定
- ・ 校長 (小、中、特別支援学校、私立学校)、中学校教諭、教育行政機関の職員 (市町教育長、教育委員等)、学識経験者等 (大学教授、PTA連絡協議会) の15名で構成する審議会の委員を承認

### ○教科用図書選定審議会（1回目）

- ・教科用図書の採択基準と選定に必要な資料
- ・教科用図書の採択のための基本方針等について

- ・採択における基本的な考え方について、市町に示す採択基準および県立学校に示す基本方針の1次答申を作成
- ・中学校の選定に必要な資料 (調査研究の観点等) の1次答申を作成

### □教育委員会（2回目）【5月19日】

- ・採択基準、基本方針および選定に必要な資料等の決定

- ・選定審議会からの1次答申を踏まえて作成した、採択基準、基本方針および選定に必要な資料 (観点等のみ) について審議し決定

### ○専門調査員会（4回開催）【5月1日～5月26日】

- ・中学校の教科用図書の選定に必要な資料の詳細について調査

- ・審議会で作成した選定に必要な資料 (観点等) に基づいて、各教科3～10名、計67名の専門調査員 (教諭、指導主事) が、教科書を詳細に調査し、選定に必要な資料 (特長等を追加したもの) を作成

### ○教科用図書選定審議会（2回目）【6月5日】

- ・中学校、中学校特別支援学級の教科用図書の選定に必要な資料の詳細について審議

- ・専門調査員会で調査した中学校および中学校特別支援学級の選定に関する資料 (特長等を追加したもの) について審議し、答申を作成

### □教育委員会（3回目）【6月11日】

- ・中学校、中学校特別支援学級の教科用図書の選定に必要な資料の決定

- ・教科用図書選定審議会からの答申を踏まえて作成した選定に必要な資料 (特長等を追加したもの) について審議し決定

### □県立中学校における選定【6月～7月】

- ・各校で調査員会を組織し、「選定のための参考となる調査報告」を作成
- ・各校において選定委員会を開催し、調査員会が作成した「選定のための参考となる調査報告」をもとに教科用図書を選定し、教育委員会に申請

- ・調査員会は、教育委員会が決定した、基本方針、教科用図書の選定に必要な資料に基づいて調査し「選定のための参考となる調査報告」を作成
- ・各校では、校長、教頭、教諭、保護者代表等で構成する選定委員会を開催し、教科用図書を選定

### 教育委員会における採択

- ・6月11日から8月19日まで、採択対象の教科書等を教育委員室に設置し適宜閲覧

## 資料 2

### 滋賀県立中学校において令和3年度に使用する 教科用図書の採択に関する基本方針

- 1 義務教育諸学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて適正に実施するものとする。
- 2 採択にあたっては、令和2年3月27日付け元文科初第1807号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」、令和2年3月27日付け元文科初第1806号「教科書採択の公正確保について（通知）」および令和2年3月27日付け元初教科第39号「令和3年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」に基づき、専門的な教科書研究の充実を図るとともに、適正かつ公正な採択および開かれた採択を確保するものとする。
- 3 校長は、教科書の選定に係る調査のため調査委員会を置くものとする。  
調査委員会は、「中学校教科用図書選定に必要な資料（令和2年度作成）－中学校－」を十分活用し、専門的かつ十分な調査を行い、その結果を校長に報告するものとする。
- 4 校長は、調査委員会からの報告を受け、選定委員会を主宰し、教科書の選定を行い、その結果を滋賀県教育委員会へ申請するものとする。  
選定委員会は、中学校学習指導要領の趣旨および各教科の「目標」や「内容」を十分に踏まえ、学校の教育目標ならびに各観点等に対応した適切な教科書の選定について検討するものとする。
- 5 県教育委員会は、校長からの申請を受け、令和3年度に滋賀県立中学校において使用する教科書の採択を行うものとする。

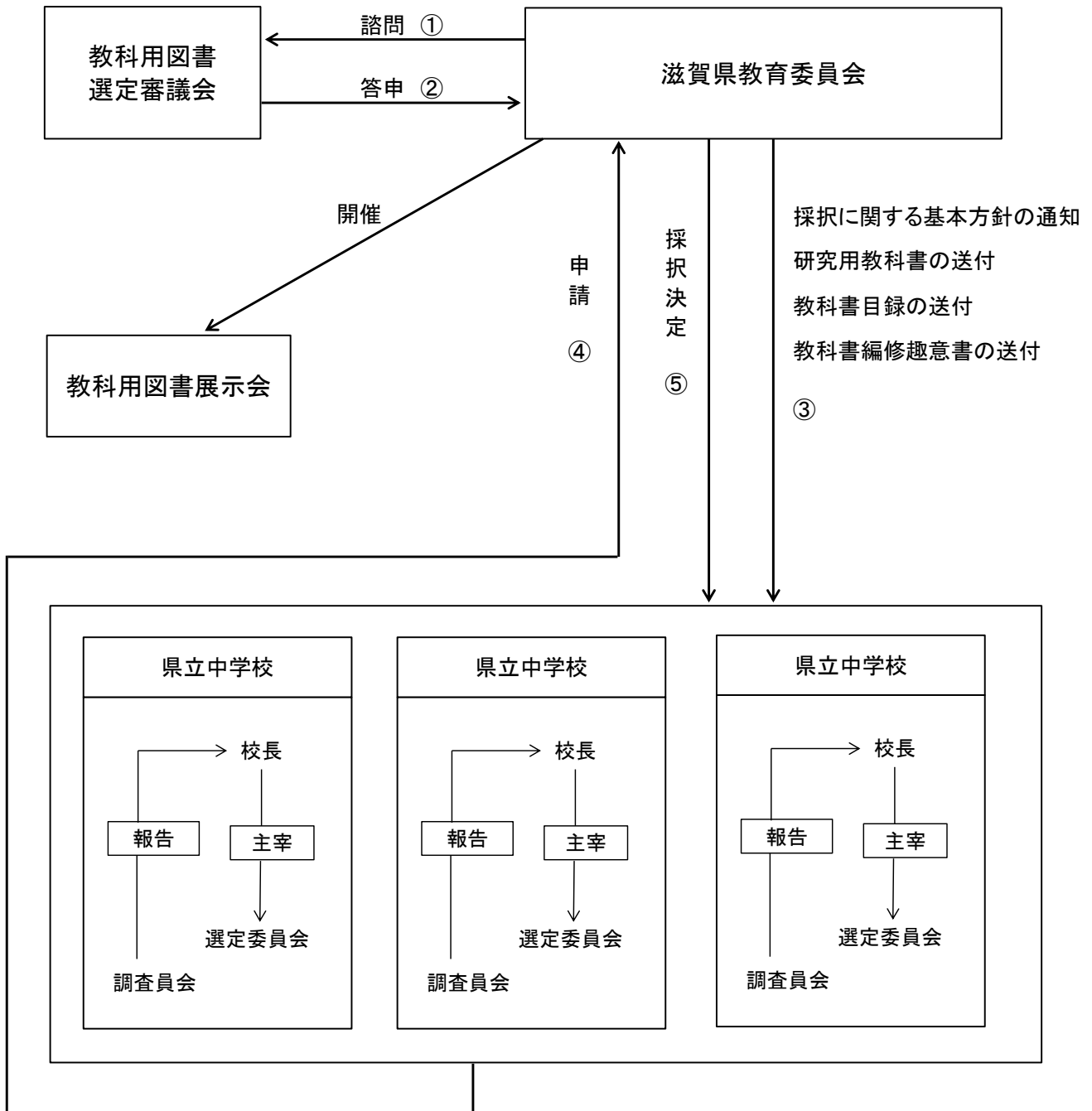
## 滋賀県立中学校令和3年度使用教科用図書採択に関する実施要項

「滋賀県立中学校において令和3年度に使用する教科用図書の採択に関する基本方針」に基づき、適正かつ公正な教科用図書（以下「教科書」という。）の採択を行うために必要な事項を定める。

- 1 県教育委員会は、あらかじめ教科書の採択に関する基本方針、実施要項および「選定に必要な資料」（研究調査観点、選定のための参考となる資料）を校長に通知するものとする。
- 2 校長は、県立中学校教員および併設高等学校教員ならびに県内市町立中学校教員等のうちから調査員を任命または委嘱するものとし、調査員で調査員会を組織する。調査員会は、「選定に必要な資料」に基づいて調査を行い、その結果を校長に報告するものとする。
- 3 校長は、調査員会からの報告を受け、選定委員会を主宰し、適正かつ公正に教科書の選定を行い、その結果を滋賀県教育委員会に申請するものとする。
- 4 選定委員会は、県立中学校の教頭、教諭、併設高等学校の教頭、教諭のうちから校長が任命した者、および校長が委嘱した保護者代表等で構成するものとする。
- 5 県教育委員会は、校長からの申請を受け、「滋賀県立中学校において令和3年度に使用する教科用図書の採択に関する基本方針」に基づき、「中学校用教科書目録（令和3年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択を行うものとする。

# 資料 4

## 滋賀県立中学校 令和3年度使用教科用図書採択の仕組み



- ①② 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第11条
- ③ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第10条
- ④⑤ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第13条

採択の時期 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第14条